

(案)

労 審 発 第 号
平成24年3月16日

厚生労働大臣
小 宮 山 洋 子 殿

労働政策審議会
会 長 諏 訪 康 雄

平成24年2月29日付け厚生労働省発基0229第1号をもって諮問のあった「労働契約法の一部を改正する法律案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(案)

(別紙)

平成24年3月16日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

労働条件分科会
分科会長 岩村 正彦

「労働契約法の一部を改正する法律案要綱」について

平成24年2月29日付け厚生労働省発基0229第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

要綱については、おおむね妥当と考える。